

対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1 保育に従事する者の数	<p>保育に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。</p>
2 保育に従事する者の資格	<p>次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすこと。</p> <p>(1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設等 保育に従事する者のおおむね3分の1は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく幼稚園の教諭の免許状を有する者、保育士又は看護師（准看護師を含む。）（以下これらの者を「有資格者」という。）であること。</p> <p>(2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設等 保育に従事する者のおおむね3分の1は、有資格者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であること。</p>
3 保育室等の面積及び構造設備	<p>(1) 保育室の面積は、幼児1人当たりおおむね1.65平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 調理室（給食を実施する場合に限る。自らの施設等内で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。</p> <p>(3) 必要な遊具、用具等を備えること。</p>
4 非常災害に対する措置	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすこと。</p> <p>(1) 建物内において保育等を実施している場合</p>

	<p>次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>イ 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的訓練を実施すること。</p> <p>ウ 保育室を2階に設ける建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、保育室を3階以上に設ける建物は、耐火建築物であること。</p>
	<p>(2) 野外において保育等を実施している場合</p> <p>保育等の実態に応じて必要と考えられる措置を採ること。</p>
5 保育の内容	<p>(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況に基づいた適切な教育及び保育の計画を策定し、実施していること。</p> <p>(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>
6 給食（給食を実施している場合に限る。）	<p>(1) 幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。</p> <p>(2) 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。</p>
7 健康管理及び安全確保	<p>幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うために必要な安全管理を行うこと。</p>
8 利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明及び情報提供を行うこと。</p>
9 職員及び幼児の帳簿の整備	<p>職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備していること。</p>
10 会計処理	<p>(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について、正確な会計帳</p>

	<p>簿を作成すること。</p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p>
--	---